

特設人権相談所を開設します

～ひとりで悩まず相談してください～

人権擁護委員法が昭和 24 年 6 月 1 日に施行されたことから、法務省では、毎年 6 月 1 日を『人権擁護委員の日』と定め、人権擁護委員が国民の皆さんの相談に応じる存在として各市町村に配属されていることを周知するとともに、人権尊重の大切さを呼びかけています。

また、法務大臣から委嘱を受けた人権擁護委員が、毎年『人権擁護委員の日』特設人権相談所を開設し、相談に応じています。

いじめや児童虐待、インターネットによる人権侵害のほか、家庭内や近所のもめごとなど、人権問題や困りごとで悩んでいる方はお気軽に特設相談所へお越してください。料金は無料で、秘密は固く守ります。

○特設人権相談所

開催日時： 6 月 2 日(月) 午後 1 時 30 分～4 時 (受付 3 時 30 分まで)

開催場所： 安中市役所本庁舎 2 階 第 2 相談室 ・ 202 会議室

松井田庁舎 2 階 第 4 会議室 ・ 第 5 会議室

(4 会場で同時開催いたします)

予約は不要です。直接会場へお越してください。

【問い合わせ】

市民環境部市民課市民生活係

TEL027-382-1111(内線 1208)

ひとりで悩まず 相談してください



人権イメージキャラクター
人KEN まもる君



人権イメージキャラクター
人KEN あゆみちゃん

人権擁護委員はあなたの街の相談パートナーです。

いじめ、差別、虐待、セクハラ、配偶者やパートナーからの暴力、近隣間の騒音、
その他人権に関わる問題で悩みごとがあれば、人権擁護委員または下記まで。

みんなの人権110番

 **0570-003-110**

こどもの人権110番 (通話料無料)

 **0120-007-110**

女性の人権ホットライン

 **0570-070-810**

インターネット人権相談受付窓口

URL <https://www.jinken.go.jp/>

(パソコン、携帯電話、スマートフォン共通)

インターネット人権相談

検索



◆人権啓発デジタル
コンテンツ

人権啓発デジタルコンテンツ

検索

◆人権ライブラリー

人権ライブラリー

検索